

微小粒子状物質ロウボリウムエアサンプラ仕様書

1 機器名称

微小粒子状物質ロウボリウムエアサンプラ

2 使用目的

本機器は、大気中に浮遊する微小粒子状物質（以下、「PM2.5」という。）の成分の分析を行うにあたり、ろ紙上にPM2.5を捕集することを目的に、使用するものである。

3 納入品名及び数量

- (1) 微小粒子状物質ロウボリウムエアサンプラ（フィルター交換器、温度センサー、ポンプ、昇圧トランス内蔵） 1台
- (2) 標準付属品 1式
- (3) 取扱説明書(日本語版) 2部
- (4) 試験成績書 1部

4 規格及び仕様

- (1) 「大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（2019年5月環境省）」に定める成分測定用微小粒子状物質捕集法による装置の構成、性能とする。
なお、分粒装置は米国環境保護庁で連邦標準法に指定されているインパクト方式（WINSインパクト）であること。
- (2) 捕集フィルターは直径47mmとし、16枚以上のフィルターを連続して自動で交換できること。
- (3) 捕集中の気温、気圧、ろ紙ホルダー内の温度、全吸引量を自動的に保存でき、インターフェースを介して、パソコン内にダウンロードできること。
- (4) ろ紙交換時間の設定が可能であり、気温、気圧、全吸引流量をデジタル表示できること。
- (5) 日本国内で使用できる電源仕様であること。

(参考) 該当機種 ※同等品不可

Thermo 社製 Model 2025i

5 据付、調整等

- (1) 県の担当者立ち会いの下、納入期限までに納入場所に本機器を据付けして、調整及び測定精度の確認を行い、測定可能な状態にして引き渡すこと。
- (2) 据付、調整に係る経費は、全て受注者の負担とする。
- (3) 搬入、設置において発生した梱包材等は持ち帰ること。
- (4) 既存測定機等は、県の指示した箇所に搬入すること。
- (5) 県の担当者に対し、運転、維持管理に関するオペレータートレーニングの機会を提供すること。
また、機器の説明、使用方法及び点検方法を記した日本語の取扱説明書を2部提出すること。

様式1

6 保証

- (1) 納入日から1年間を保証期間とし、保証書を提出すること。
- (2) 不具合が生じた際は、メーカーへの修理依頼等に対応できる体制とすること。

7 納入期限

令和9年3月31日

8 納入場所

滝沢市巢子 730-15 巢子中継ポンプ場敷地内 大気常時監視測定局（巢子局）

なお、納入に係る完了報告書、試験成績書及び保守管理用品等は、岩手県環境保健研究センターに納入するものとする。

9 その他

本仕様書に記載のない事項又はその他疑義が生じた場合は、担当者と協議し、その指示に従うこと。